



平成 23 年 3 月 23 日

各 位

会社名： アートコーポレーション株式会社
代表者名： 代表取締役社長 寺田 千代乃
(コード番号： 9030 東証・大証一部)
問合せ先： 専務取締役 村田 省三
電話番号： 072-870-0123

CTトータルトランスポート株式会社による

当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

CTトータルトランスポート株式会社は、平成 23 年 2 月 7 日から平成 23 年 3 月 22 日までの 30 営業日において、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施していましたが、その結果について、同社より添付資料のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限以上に達したことにより、本公開買付けは成立いたしております。

以上

添付資料

「アートコーポレーション株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 CTトータルトランスポート株式会社
 代表者名 代表取締役 寺田 千代乃

アートコーポレーション株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

CTトータルトランスポート株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 2 月 4 日、アートコーポレーション株式会社（コード番号：9030、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 23 年 2 月 7 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 23 年 3 月 22 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

CTトータルトランスポート株式会社
 東京都中央区佃一丁目 11 番 7-3604 号

(2) 対象者の名称

アートコーポレーション株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,850,725 株	2,910,435 株	-株

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,910,435株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,910,435株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の最大数は、対象者が平成22年12月24日に提出した第34期有価証券報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数（10,891,000株）から、同有価証券報告書に記載された対象者が同日現在所有する自己株式数（400,275株）を控除した株式数（10,490,725株）になります。但し、公開買付者は、対象者の代表取締役社長を務める寺田千代乃氏、専務取締役を務める寺田政登氏、常務取締役を務める寺田秀樹氏、及び対象者の元代表取締役会長である寺田寿男氏（以下「創業家一族」と総称します。）との間で、対象者の第一位株主である寺田千代乃氏（所有株式数：2,247,000株、所有割合：21.42%）、対象者の第二位株主である寺田寿男氏（所有株式数：1,543,000株、所有割合：14.71%）、対象者の第三位株主である寺田政登氏（所有株式数：954,500株、所有割合：9.10%）、及び対象者の第四位株主である寺田秀樹氏（所有株式数：895,500株、所有割合：8.54%）が所有する対象者の株式の全て（合計5,640,000株（所有割合：53.76%）。以下「創業家一族所有株式」と総称します。）について、創業家一族が本公開買付けに応募しない旨の合意をしておりますので、上記「買付予定数」は、上記最大数から創業家一族所有株式の数（5,640,000株）を控除した数（4,850,725株）としております。なお、本注において「所有割合」とは、対象者が平成22年12月24日に提出した第34期有価証券報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数（10,891,000株）から、同有価証券報告書に記載された対象者が同日現在所有する自己株式（400,275株）を除いた株式数（10,490,725株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入します。）。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成23年2月7日（月曜日）から平成23年3月22日（火曜日）まで（30営業日）

- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,800円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,910,435株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（4,468,167株）が買付予定数の下限（2,910,435株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成23年3月23日に株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	4,468,167株	4,468,167株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券 ()	－株	－株
株券等預託証券 ()	－株	－株
合計	4,468,167株	4,468,167株
(潜在株券等の数の合計)	－	(－株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	56,400個	(買付け等前における株券等所有割合 53.76%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	44,681個	(買付け等後における株券等所有割合 42.59%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	56,400個	(買付け等後における株券等所有割合 53.76%)

対象者の総株主等の議決権の数	104,897 個	
----------------	-----------	--

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成23年2月14日に提出した第35期第1四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象となっていたため(但し、対象者の所有する自己株式を除きます。)、
「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当該四半期報告書に記載された平成23年2月14日現在の発行済株式総数(10,891,000株)から、当該四半期報告書に記載された対象者が平成22年12月31日現在所有する自己株式数(400,275株)を控除した株式数(10,490,725株)に係る議決権の数104,907個を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
- ② 決済の開始日
平成23年3月29日(火曜日)
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び本公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場していますが、公開買付者は、公開買付者及び創業家一族が対象者の全株式を所有する手続を実施することを予定していますので、その場合には、東京証券取引所及び大阪証券取引所の規定に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

CTトータルトランスポート株式会社(東京都中央区佃一丁目11番7-3604号)
株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

以上